

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく障害者が生産行程に携わった食品及び
観賞用の植物の日本農林規格の改正について

下記のとおり、障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農
林規格 (JAS 0010) を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある
場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格の改正
- 2 対象範囲
障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物
- 3 趣旨及び目的
ノウフク加工食品に使用しなければならない原材料として、ノウフク生鮮食
品に加えてノウフク加工食品も可能とする等の改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
T E L (0 3) 6 7 4 4 - 2 0 9 8
F A X (0 3) 6 7 4 4 - 0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後